

資料提供
滋賀労働局発表
平成 29 年 10 月 25 日

担当	滋賀労働局労働基準部
	健康安全課長 山口 久雄
	健康安全係長 尾川 篤史
	電話：077-522-6650



滋賀労働局長が 「滋賀県産業安全の日」に 製造現場のパトロールを実施

～ 11月15日は滋賀県産業安全の日 ～

《ポイント》

- 1 滋賀県内における、平成28年（1～12月）の労働災害発生状況は、休業4日以上
 の死傷者数が1,354人と17年ぶりに4年連続で減少したものの、死亡災害は15人
 と過去最少であった平成27年の8人から大幅な増加となりました。本年においては、
 死亡災害が減少しているものの、休業4日以上死傷災害は前年同時期から減少してお
 らず、憂慮すべき状況となっています。（参考1～3）

また、全国においても労働災害が増加傾向にあり、特に、死亡災害が対前年比（8月
 末速報値）で9.6%の増加となったことを受け、厚生労働省は、平成29年9月22
 日付で関係事業者団体等に対して緊急要請を行いました。（参考4）
- 2 滋賀労働局（局長：大山剛二）においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産
 業安全の日」と定め、これまでも各種取組により、滋賀県民の労働災害防止についての
 意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきましたが、
 より実効性を高めるため、平成25年から、11月の1か月間を期間とする「滋賀県産
 業安全の日 無災害運動」を提唱しています。（参考5、6）
- 3 「滋賀県産業安全の日」には、滋賀労働局長が、滋賀県内を代表する製造業の事業場
 に対して、安全パトロールを以下のとおり実施します。（参考7）

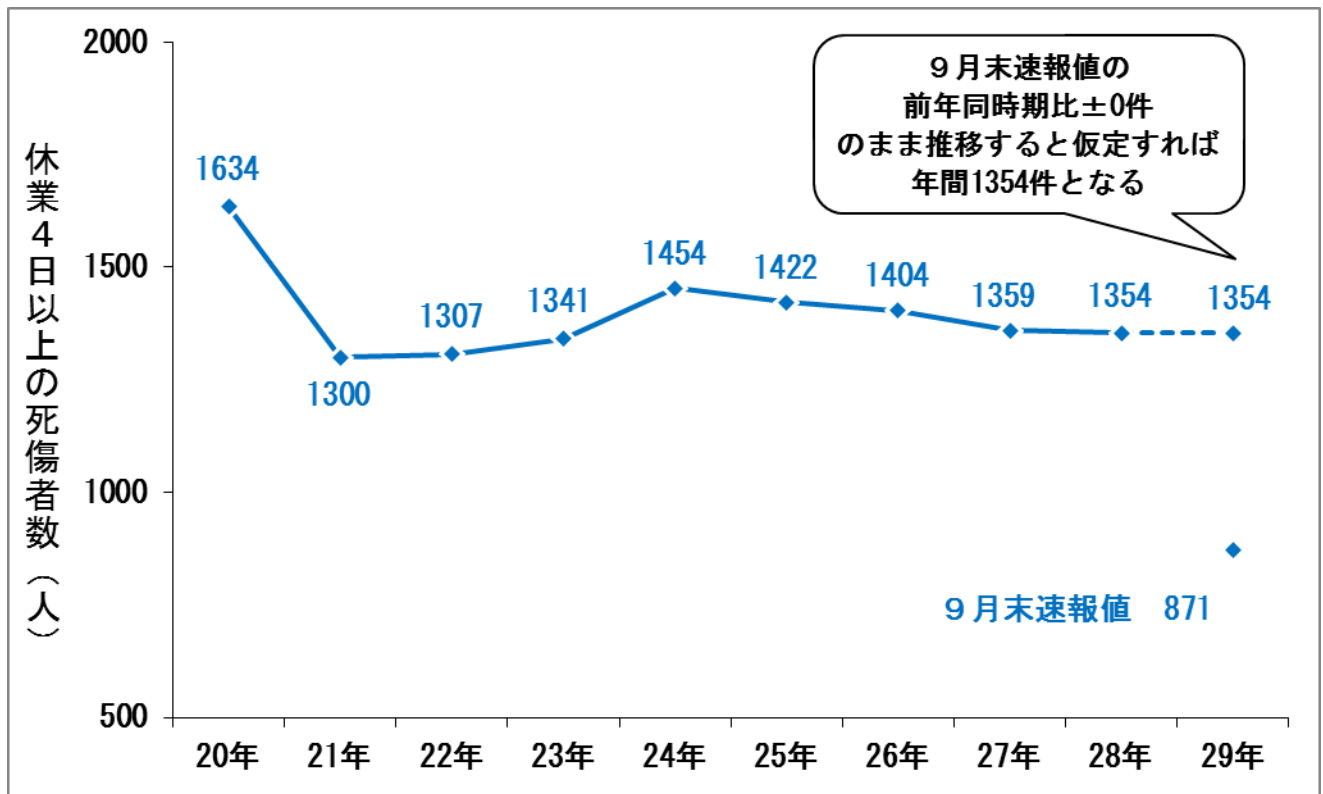
 - ① 実施日時 平成29年11月15日（水）14時30分～
 - ② 対象事業場 TOTO株式会社滋賀工場（滋賀県湖南市朝国1）
 - ③ 出席予定者 滋賀労働局 局長以下 計4名
 東近江労働基準監督署 署長以下 計2名
- 4 現在、滋賀労働局では、「滋賀県産業安全の日 無災害運動」への参加事業場の募集を
 行っており、運動の趣旨に賛同し、自主的な安全衛生活動に取り組んでいただける事業
 場には、滋賀労働局等に運動への参加申込書の送付をお願いしています。

運動期間終了後、参加事業場に参加証を交付する等により、参加事業場への応援を行
 います。（参考6、別添資料1）

是非、当日の取材をお願いします

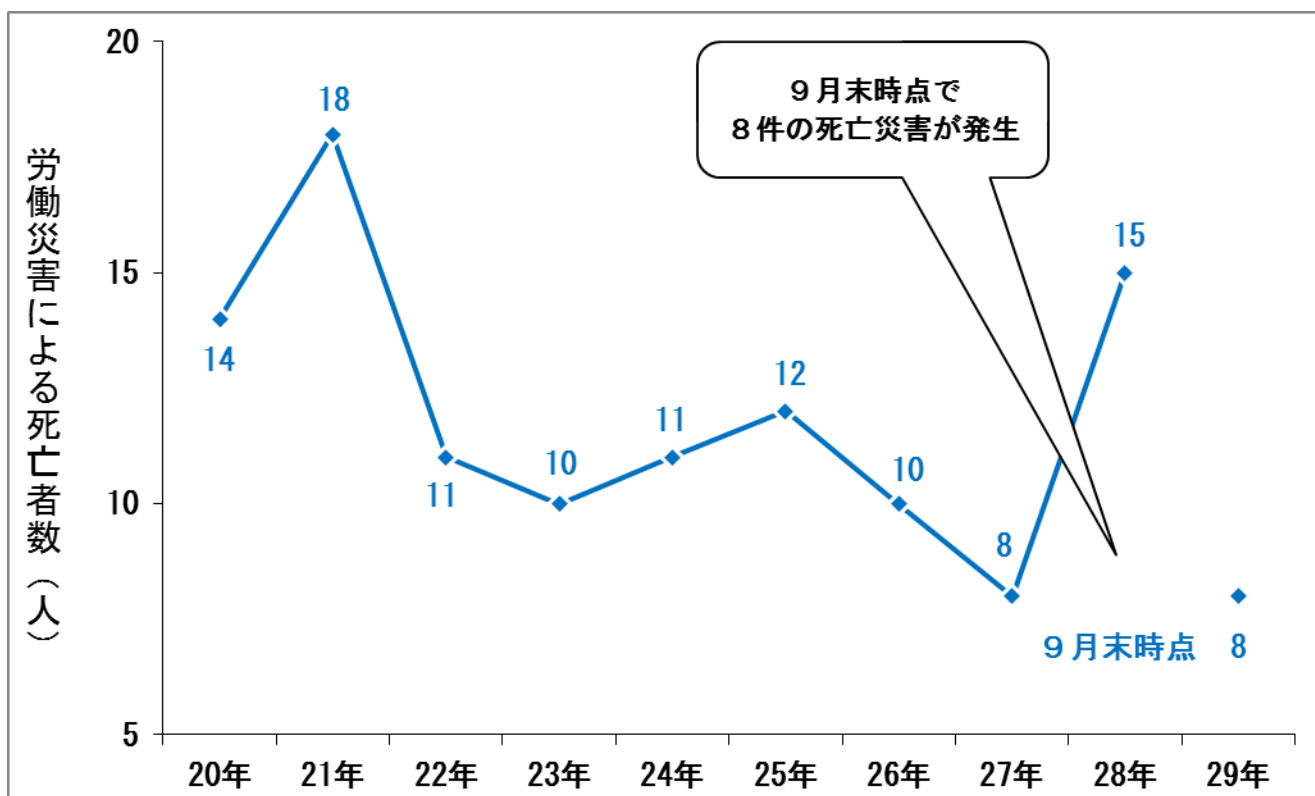
取材される場合は**当日午前10時まで**に上記担当あてにご連絡をお願いします

参考1 休業4日以上死傷者数の経年推移（滋賀県）



滋賀県内の休業4日以上死傷者数は、4年連続して減少していたが、平成29年は、9月末現在の速報値において前年同時期と同数であり、減少していない。

参考2 労働災害による死亡者数の経年推移（滋賀県）



滋賀県内の労働災害による死亡者数は、近年は比較的低い水準で推移しており、平成27年には、統計開始以来、初めて10件を下回ったが、平成28年は大幅増加に転じた。平成29年においては、9月末現在で8件の死亡災害が発生している。

参考3 死亡災害の概要（平成29年）

番号	業種 (規模)	発生日 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 状 況
1	建築工事業 3-2-9 (2名)	2月 14時頃	墜落、転落	防水工 20代	アルミ製の枠にガラスを取り付けた構造の屋根上で、防水工事の作業を行っていたところ、ガラスを踏み抜き、約9.2メートル下の建物床面に墜落した。墜落防止措置として安全帯の取付設備が設けられ、被災者は安全帯を身に付けていたものの、安全帯の使用が徹底されていなかった。
2	金属製品製造業 1-12-2 (2名)	3月 14時頃	高温・低温 の物との 接触	作業員 70代	被災者は、金属材料のバリを落とす作業に従事していた。バリ落とし作業終了後、作業に使用した油の入った容器を持ち運ぼうとしたところ、油をこぼし、すぐ横で使用していた石油ストーブに引火、被災者の衣服に燃え移り、両下肢等に火傷を負ったもの。被災後、2か月以上治療が行われていたが、死亡したものの。
3	小売業 8-2-9 (9名)	3月 17時頃	激突され	販売員 60代	被災者が所属する事業場は、農業機械の販売を業としている。被災者は、顧客が持ち込んだ耕うん機に新しいアタッチメントを試着するため、既に装着されていたアタッチメントを取り外す作業を行っていたが、うまく外れなかったため、耕うん機本体とアタッチメントの間に入ったところ、耕うん機が後進し、轢かれたもの。
4	畜産業 7-1-1 (2名)	3月 16時頃	墜落、転落	作業員 70代	ビニールハウスの屋根を張り替える作業を行う際、被災者は、フォークリフトのフォーク部分にパレットを9段積み、その上で作業を行っていたが、パレット上から約2m墜落したものの。
5	食料品製造業 1-1-9 (117名)	3月 10時頃	はさまれ、 巻き込まれ	製造工 40代	被災者は麺生地を製造する機械を運転する作業に従事していた。混練槽内で麺生地が自動で練られた後、槽が反転し、下方のホッパーに麺生地が落下する構造となっているが、被災者は、麺生地を下部に落下させるため反転していた槽に、頭部を近づけていたところ、槽と機械の外枠に頭部をはさまれたもの。
6	その他の建設業 3-3-9 (1名)	5月 12時頃	崩壊、倒壊	はつり工 50代	敷地境界に9段積みされたブロック塀の撤去作業中、2段目のブロックにおいて縦方向の鉄筋をガス溶断するため、ブロックの2段目と3段目の境目を、チッパーを用いてコンクリートを破碎し、鉄筋が見える状態にした。被災者は、ガス溶断を行うのに問題がないか目視確認を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、倒れてきたブロックの下敷きになったもの。
7	窯業土石製品製造業 1-9-9 (7名)	7月 10時頃	はさまれ、 巻き込まれ	作業員 20代	工事用の砕石を製造するプラントにおいて、被災者は、砕石を製造する装置の運転業務に従事していた。装置は、原材料である土石の詰まり等により運転停止することがあるため、定時確認を行う必要があり、被災者が確認を行っていたところ、装置のベルトコンベアのベルトとプーリーの間に頭部と右腕を巻き込まれ死亡したものの。
8	その他の建設業 3-3-1 (2名)	7月 16時頃	感電	電工 20代	設備移設に伴う配線作業において、被災者は、地上5mの箇所が存在する配管にまたがって作業を行っていたが、配管上で倒れている状態で発見されたもの。その後、搬送先の病院で死亡したものの。身体の一部に感電痕があり、結線作業中に感電したものと推定される。

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しており、今後、加筆・修正を行う場合があります。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、特に死亡者数は、昨年は2年連続で過去最少となりました。しかしながら、休業4日以上之死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられない状況です。また、平成29年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で9.6%（8月末現在）の増加となっております。この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

特に、8月単月では、死亡災害は、前年同月比57.1%の大幅な増加となっております。ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

一方、第12次労働災害防止計画では、死亡災害、死傷災害ともに平成24年比で平成29年までに15%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成29年9月22日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 田中誠二

平成29年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋賀労働局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところである。

しかしながら、平成28年の滋賀県内における労働災害の発生状況は、休業4日以上之死傷災害が1,354人と17年ぶりに4年連続で減少したものの、死亡災害は15人と過去最少であった平成27年の8人から大幅な増加となった。また、平成29年においては、休業4日以上之死傷災害、死亡災害ともに前年同時期を上回って推移しており、第12次労働災害防止推進計画の目標達成が厳しい状況にある。

このような状況から、今年度は、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、工事等の発注者、荷主、機械や化学物質の製造者、労働者を支える家族等も含め、広く滋賀県民に産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 実 施 期 間

滋賀県産業安全の日 11月15日

準 備 期 間 11月 1日 ～ 11月14日

改 善 期 間 11月16日 ～ 11月30日

無 災 害 運 動 期 間 11月 1日 ～ 11月30日

3 主 唱 者

滋 賀 労 働 局 ・ 各 労 働 基 準 監 督 署

4 協 賛 者

滋 賀 県
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
一般社団法人滋賀経済産業協会
公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

5 実施者

滋賀県内の各事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報、啓発
- (3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- (4) 実施者の実施事項についての指導援助

7 実施者の実施事項

- (1) 準備期間中に実施する事項
 - ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板の等の掲示
 - ② 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
 - ③ 安全基準や安全作業標準の総点検
 - ④ リスクアセスメントの実施（ハザード特定、リスク評価、見直し）
- (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高めるための意思表示
 - ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
 - ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- (3) 改善期間中に実施する事項
 - ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
 - ② 安全基準や安全作業標準の周知及び順守状況の確認
- (4) 無災害運動期間中に実施する事項
 - ① 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた安全衛生活動
 - ② メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立、健康アクション宣言等への参加等、労働者の健康確保対策

平成29年度「滋賀県産業安全の日 無災害運動」実施要綱

滋賀労働局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところであるが、より多くの事業場、業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、労働災害防止の意識高揚を図ることとする。

2 主 唱 者

滋賀労働局・各労働基準監督署

3 主 催 者

公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部
一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

4 実 施 者

滋賀県内の各事業場

5 運 動 期 間

平成29年11月 1日（水）～ 11月30日（木）

6 参加申込期間

平成29年 9月 1日（金）～ 10月31日（火）

※ 事前の参加申込みも可とする。

7 参加申込等の手続き

各事業場は、参加申込書（様式1）により主催者又は滋賀労働局労働基準部健康安全課へ参加申込みを行う。

また、運動期間終了後、各事業場は、結果報告書（様式2）により主催者又は滋賀労働局労働基準部健康安全課（参加申込みを行った先）へ、結果報告を行う。

8 主唱者、主催者等の実施事項

(1) 実行委員会

滋賀労働局及び主催者で「滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会」（以下「実行委員会」という）を組織する。

実行委員会は、参加事業場に対して、結果報告書（様式2）の提出後、原則として、無災害運動参加証（様式3）を交付する。なお、主催者は、本運動を通じて知り得た参加事業場の情報（公開情報を除く）をみだりに開示しないものとする。

(2) 滋賀労働局労働基準部健康安全課の実施事項

- ① 参加勸奨用配布資料、参加申込書、結果報告書様式を準備し、各主催者や各労働基準監督署に必要数を配布する。
- ② 本運動の概要を滋賀労働局ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広報を実施する。
- ③ 各主催者あての参加申込みを含め、無災害運動への参加状況を取りまとめ、参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）を滋賀労働局ホームページに掲載する。
- ④ 各主催者あての結果報告を含め、運動期間中の災害発生状況、活動状況等を取りまとめ、無災害を達成した参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）と併せて、滋賀労働局ホームページに掲載する。
- ⑤ 来年度以降も継続して実施することを念頭に、効果の把握等を実施する。
- ⑥ 参加証の交付に当たって、書面の用意、発送等の事務を行う。

(3) 各労働基準監督署の実施事項

- ① 全国労働衛生週間趣旨説明会等、あらゆる機会に参加勸奨を実施する。
- ② 管内の業界団体等に対して、会員事業場への参加案内を行うよう要請する。

(4) 各主催者の実施事項

- ① 会員事業場への参加案内を行う。
- ② 会員事業場からの参加申込書、結果報告書の提出を受付け、滋賀労働局労働基準部健康安全課に送付する。
- ③ 滋賀労働局が取りまとめた無災害運動の結果を活用し、会員事業場等の安全衛生対策の一層の推進を図る。

(5) その他

- ① 上記（4）の事務を全て行うが、（1）の実行委員会に加わらない者は、「協賛者」として取り扱う。協賛者は、その希望に応じて、その時点で反映することが可能な参加勸奨用配布資料等に協賛者として運動に参加する旨を明示する。
- ② 上記（4）の事務の一部を行う者は、「協力者」として取り扱う。協力者は、その希望に応じて、その時点で反映することが可能な参加勸奨用配布資料等に協力者として運動に参加する旨を明示する。
- ③ 任意団体（法人格の無い団体）は、主催者、協賛者として取り扱わず、上記（4）の事務を行う任意団体（法人格の無い団体）は、「協力者」として取り扱う。
- ④ 主催者、協賛者、協力者に該当、追加等あれば、滋賀労働局が、本実施要綱中に随時追加する。

参考7

平成29年度「滋賀県産業安全の日」滋賀労働局長安全パトロール実施要綱

- 1 実施日 平成29年11月15日(水) 14時30分～16時30分
- 2 事業場 事業場名：TOTO株式会社滋賀工場
所在地：滋賀県湖南市朝国1
事業内容：衛生陶器の製造
労働者数：50名（関連会社、協力会社等を含めると約650名）
- 3 出席者 ① 滋賀労働局 局長 他 計4名
② 東近江労働基準監督署 署長 他 計2名
③ TOTO株式会社滋賀工場 工場長 他 計4名
- 4 当日のスケジュール（予定）

14：15	各参加者が事業場に到着、会議室へ移動
14：30～15：00	滋賀労働局長から「挨拶」 健康安全課長から「パトロール趣旨説明」 事業場代表者から「挨拶」 局、署参加者紹介 工場概要及び安全衛生活動等の説明
15：00～15：05	工場へ移動
15：05～15：45	安全パトロール
15：45～15：50	会議室へ移動
15：50～16：00	質疑応答等
16：00～16：05	東近江労働基準監督署長から「総括講評」
16：05～16：10	健康安全課長から「閉会の辞」
16：15	散会

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、是非、取材をお願いいたします。取材いただける場合は、事前に担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

取材にあたっては、現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲等、入場時に説明いたしますので、10分前には現場に入場していただきますようお願いいたします。

《 資 料 》

- ① 「平成29年度 滋賀県産業安全の日」リーフレット